



新STARTの発効—さらなる核削減の課題¹

米露が2010年4月8日に署名した「戦略攻撃兵器の一層の削減および制限のための措置に関する米国およびロシアの間の条約」(新START)は、米国上院が同年12月22日に、またロシア議会が2011年1月25日(下院)および26日(上院)に、それぞれ批准を承認し、2月5日に批准書が交換されたことで発効した。

新STARTでは、発効から7年後に、現地査察を含む検証措置の下で、米露が配備する大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)および戦略爆撃機(以下、戦略運搬手段)を700基・機、また配備・非配備を合わせた戦略運搬手段を800基・機とすること、ならびに配備ICBM・SLBMに搭載される弾頭(warheads)および配備戦略爆撃機に搭載される核弾頭(nuclear warheads)を1550発とすることが定められている。

新STARTは、米露関係の「リセット」の象徴として、また第一次戦略兵器削減条約(START I)の失効(2009年12月5日)によって不在となった戦略核戦力に対する検証措置を復活させるものとして、二国間の戦略的安定や予見可能性を回復するとの観点から肯定的な評価も少なくない。しかしながら、その戦略核弾頭数の削減規模は、2002年5月の戦略攻撃能力削減条約(SORT)で定められた1700~2200発という上限からの大幅削減とは言い難い。さらに、1機の戦略爆撃機には1発の核弾頭が搭載されるとみなす新STARTの計算方法によって、米露は実際には新START、場合によってはSORTの規定よりも多い戦略(核)弾頭を

配備し得るとも指摘されている²。「核兵器の削減」という観点からすれば、新STARTは、START I失効後の無検証状態をとりあえず停止し、次の実質的な措置に向けて「暫定的」に策定された条約であると位置付けることもできよう。そうだとすれば、これに続く米露軍備管理の進展なしには、新STARTの意義は大きく損なわれかねない。

その試金石の一つは、非戦略核兵器の削減であろう。米上院が採択した決議では、条約発効から1年以内に、北大西洋条約機構(NATO)同盟国との協議に続いて、非戦略(戦術)核兵器の米露間の不均衡に対応し、検証可能な方法で戦術核兵器を削減するための協定に関して、ロシアとの交渉を開始するよう試みるのが米大統領に求められた。米議会での批准審議の過程でも、非戦略核戦力に関する米露間の大きな不均衡(米国の500発に対してロシアは5000発を保有していると見られる)が問題として取り上げられた。

オバマ政権も、非戦略核兵器の削減が米露核軍備管理の次の目標であることを明らかにしている。しかしながら、その見通しは明るいものではない。非戦略核兵器の保有数に関する不均衡に加えて、ロシアは非戦略核兵器を、米国やNATOに対する通常戦力の劣勢を補完する重要な手段と位置付けており、ロシアには米国とともに非戦略核兵器を削減する誘因は低いのである。逆にロシアは、米国が欧州NATO諸国に配備する戦術核兵器(150~240発)を撤去するよう要求してきた。これをロシアとの交渉のテコに用いるとの提案もあるが³、欧州NATO加盟国の意見は大きく分

¹ 本稿でなされた議論は、拙稿「米露軍備管理—新STARTの『暫定性』とその課題」『立法と調査』第309号(2010年10月)57-73頁<http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20101001057.pdf>をもとにしている。

² Hans Kristensen, "New START Treaty Has New Counting," FAS Strategic Security Blog, March 29, 2010 <<http://www.fas.org/blog/ssp/2010/03/newstart.php>>. この計算方法を米露の現在の戦略核戦力にあてはめると、米国は1,650発(実際は2,100発)、ロシアは1,740発(実際は2,600発)の戦略核弾頭しか配備していないことにも指摘されている(Ibid.)。

³ たとえば、Oliver Thranert, "U.S. Nuclear Forces in

かれており、その調整は容易ではないであろう。さらに、米露とも2012年に大統領選挙を控える中で、当面は国家安全保障に大きな影響を与え得るような決定には踏み切りにくい。

戦略核兵器の一層の削減も難航が予想される。ロシアが戦略核削減にあたって、米国のミサイル防衛および通常即時グローバル打撃(CPGS)の動向を注視していることは、その新START批准法にも明確に表れている。ミサイル防衛に関しては、ロシアが新STARTを履行する条件として、戦略防衛兵器が他方の戦略攻撃兵器の能力および有効性を損なわないこと(第2条5項)を挙げるとともに、戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の相関関係が記された新STARTの前文なしには条約は署名され得なかったことを強調し、この前文を履行に際して全面的に考慮すべきだとしている(第4条1項)。さらに批准法には、ロシアが条約から脱退するような状況として、米国やその他の国による、ロシアの戦略核戦力の有効性を大幅に低下させ得るミサイル防衛システムの配備を含めている(同2項)。CPGSに対する牽制としては、条約の履行の条件の一つに、弾頭および運搬手段の計算に関する条項を含む新STARTの規定が、すべての戦略攻撃兵器、ならびに戦略到達能力を持つすべての新型攻撃兵器に適用されることを含めている(第2条6項)点が挙げられる。

もちろん当面は、米国のミサイル防衛やCPGSがロシアの戦略核戦力を弱体化させるほど質的・量的に発展するとは考えにくく、ロシアが新STARTの履行停止や条約からの脱退を真剣に検討する可能性も高くはない。しかしながら、ロシアは、米国の推進するそうした兵器システムがロシアの安全保障を脅かさないことを確信できるまで、さらなる戦略核戦力の削減には踏み切らないであろうし、またこのことを戦略核削減の条件にしていくことは十分に考えられる。他方で米国には、ロシアとの関係でミサイル防衛やCPGS

の開発・配備に制約を課されることへの拒否感が根強い。だからこそ、米上院の決議でも、新STARTやロシアの一方的声明(2010年4月7日)は米国のミサイル防衛に制限を加えるものではないこと、新STARTの定義に合致しない戦略非核攻撃システム(米国が開発中のX51A無人超音速機がこれに当たる)は条約で規制される「新型戦略攻撃兵器」とはならないことなどが明記されているのである。

こうしたことから、少なくとも短期的には、新STARTの発効に続いて核戦力の一層の削減が米露間で合意されることは期待し難い。他方で、核戦力、CPGSあるいはミサイル防衛に関する透明性の向上、非戦略核兵器の貯蔵や輸送などでの安全性の強化、戦略核戦力に関する警戒態勢の低減、解体核から生じる余剰プルトニウムの処分拡大、核弾頭の廃棄に関する検証措置の検討、さらには米露間の戦略的安定の維持・強化など、米露がなし得ることは少なくない。一見、迂遠のようではあるが、こうした取り組みの積み重ねが、米露によるさらなる核兵器の削減を実現する近道となるのではないかと思われる。

**(財)日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター**

〒100-6011
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル11階
TEL : 03-3503-7558 FAX : 03-3503-7559
Homepage : <http://www.cpdnp.jp/>

Europe to Zero? Yes, But Not Yet," *Proliferation Analysis*, Carnegie Endowment for International Peace, December 10, 2008 <<http://www.carnegieendowment.org/publications/index.cfm?fa=view&id=22533&prog=zgp&proj=znpp>>; Franklin Miller, George Robertson and Kori Schake, "Germany Opens Pandora's Box," *Briefing Note*, Centre for European Reform, February 2010, p.1.

